工事成績評定表及び考査項目別運用表
（建築・電気・機械工事編）

令和２年４月１日

熊谷市総務部契約課

様式第１号（第４条関係）

主管課長確認印

建設工事成績評定表（建築・電気・機械）

工 事 名		請負代金額	円	発注課所名	
工事場所		工期	から	完成年月日	
受注者名			まで	完成検査年月日	

考査項目		担当監督員氏名 印					総括監督員氏名 印							工事検査員（中間）氏名 印							工事検査員（中間）氏名 印							工事検査員（完成）氏名 印						
考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1　施工体制	Ⅰ　施工体制一般	+ 1.0	+ 0.5	0	− 5.0	-10.0																											
	Ⅱ　配置技術者	+ 3.0	+ 1.5	0	− 5.0	-10.0																											
2　施工状況	Ⅰ　施工管理	+ 4.0	+ 2.0	0	− 5.0	-10.0								+ 5.0		+ 2.5		0	− 7.5	-15.0	+ 5.0		+ 2.5		0	− 7.5	-15.0	+ 5.0		+ 2.5		0	− 7.5	-15.0
	Ⅱ　工程管理	+ 4.0	+ 2.0	0	− 5.0	-10.0	+ 2.0	−	+ 1.0	−	0	− 7.5	-15.0																				
	Ⅲ　安全対策	+ 5.0	+ 2.5	0	− 5.0	-10.0	+ 3.0	−	+ 1.5	−	0	− 7.5	-15.0																				
	Ⅳ　対外関係	+ 2.0	+ 1.0	0	− 2.5	− 5.0																											
3　出来形及び出来栄え	Ⅰ　出来形	+ 4.0	+ 2.0	0	− 2.5	− 5.0								+10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0	-10.0	-20.0
	Ⅱ　品　　質	+ 5.0	+ 2.5	0	− 2.5	− 5.0								+15.0	+12.0	+ 7.5	+ 4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+ 7.5	+ 4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+ 7.5	+ 4.0	0	-12.5	-25.0
	Ⅲ　出来栄え													+ 5.0		+ 2.5		0	− 5.0		+ 5.0		+ 2.5		0	− 5.0		+ 5.0		+ 2.5		0	− 5.0	
4　工事特性	Ⅰ　施工条件等への対応　※２						+20.0 ～ 0																										
5　創意工夫	Ⅰ　創意工夫　※３	+ 7.0 ～ 0																															
6　社会性等	Ⅰ　地域への貢献等						+10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0																						
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点							点							点							点						
評定点（65点±加減点合計）　※１		①　　点					②　　点							③　　点							③　　点							④　　点						

評 定 点 計	中間検査があった場合：（ ①　　点×0.4 ＋ ②　　点×0.2 ＋ ③　　点×0.2 ＋ ④　　点×0.2 ）＝　　点 ※但し、③は中間検査が２回以上の場合は平均値（少数第三位を四捨五入して表示している。） 中間検査がなかった場合：（ ①　　点×0.4 ＋ ②　　点×0.2 ＋ ④　　点×0.4 ）　　＝　　点
7　法令遵守等　※７	−　　点
総評定点　※８	評定点計　　点 − 法令遵守等　　＝　　点
8　総合評価技術提案　技術提案履行確認　※９	履行　・　不履行　・　対象外

所　　見　※５	（担当監督員）	（総括監督員）	（工事検査員）

※１　６５点　＋　１．～３．の評定（加減点合計）　＋　４．～６．の評定（加点合計）　＝　評定点
　　各評定点（①～④）は小数第二位を四捨五入して表示している。
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、困難な作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
※３　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※４　４．、５．、６．は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※５　所見は必ず記載する。
※６　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、工事検査員の評価に先立ち、担当監督員、総括監督員が行う。
※７　法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
※８　総評定点は、小数第二位を四捨五入して少数第一位までとする。
※９　総合評価技術提案については、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

様式第２号（第４条関係）

細目別評定点採点表

考査項目	細　別	①担当監督員	②総括監督員	③工事検査員（中間）	③工事検査員（中間）	④工事検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1　施工体制	Ⅰ　施工体制一般	(1.0)×0.4+2.9= 3.3点					3.3点	
	Ⅱ　配置技術者	(3.0)×0.4+2.9= 4.1点					4.1点	
2　施工状況	Ⅰ　施工管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5点		(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	13.0点	
	Ⅱ　工程管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5点	(2.0)×0.2+3.2= 3.6点				8.1点	
	Ⅲ　安全対策	(5.0)×0.4+2.9= 4.9点	(3.0)×0.2+3.3= 3.9点				8.8点	
	Ⅳ　対外関係	(2.0)×0.4+2.9= 3.7点					3.7点	
3　出来形及び出来栄え	Ⅰ　出来形	(4.0)×0.4+2.8= 4.4点		(10.0)×0.4+6.5= 10.5点	(10.0)×0.4+6.5= 10.5点	(10.0)×0.4+6.5= 10.5点	14.9点	
	Ⅱ　品質	(5.0)×0.4+2.9= 4.9点		(15.0)×0.4+6.5= 12.5点	(15.0)×0.4+6.5= 12.5点	(15.0)×0.4+6.5= 12.5点	17.4点	
	Ⅲ　出来ばえ			(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	8.5点	
4　工事特性	Ⅰ　施工条件等への対応		(20.0)×0.2+3.3= 7.3点				7.3点	
5　創意工夫	Ⅰ　創意工夫	(7.0)×0.4+2.9= 5.7点					5.7点	
6　社会性等	Ⅰ　地域への貢献等		(10.0)×0.2+3.2= 5.2点				5.2点	
7　法令遵守等			(　)×1.0= 点					
				評定点合計	評定点合計	評定点合計	100点	
8　総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行　不履行　対象外					

※　中間検査があった場合　　（①＋②＋③×0.5＋④×0.5）＝細目別評定点（中間検査が２回以上の場合は③を平均する）
　　中間検査がなかった場合　　（①＋②＋④）＝細目別評定点
※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。なお、端数処理の都合上、百分率の合計が100%にならない場合がある。
※　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

1－①

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般	□	□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
		□	□ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
		□	□ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
		□	□ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
		□	□ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
		□	□ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
		□	□ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
		□	□ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑩その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:施工体制が優れている。　b:施工体制が良好である。　c:施工体制が適切である。　d:施工体制がやや不適切である。 e:施工体制が不適切である。

該当項目が90%以上　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満　・・・ c 該当項目が60%未満　・・・・・・・・ d	① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	#DIV/0!	0項	#DIV/0!

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

1－②

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 （現場代理人等）	□	□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
		□	□ ②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。
		□	□ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
		□	□ ④当該工事の契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査を行っている。
		□	□ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。
		□	□ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		□	□ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		□	□ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
		□	□ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
		□	□ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
		□	□ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		□	□ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑬その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:配置技術者として優れている。　b:配置技術者として良好である。　c:配置技術者として適切である。 d:配置技術者としてやや不適切である。　e:配置技術者として不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	#DIV/0!	0項	#DIV/0!

※建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

1－③

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	□	□ ①当該工事の契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
		□	□ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
		□	□ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
		□	□ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
		□	□ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
		□	□ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
		□	□ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
		□	□ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
		□	□ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
		□	□ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
		□	□ ⑪使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
		□	□ ⑫社内検査が計画的に行われている。
		□	□ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
		□	□ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑰その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価			
a:施工管理が優れている。　b:施工管理が良好である。　c:施工管理が適切である。　d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝ d	0項	14 項目　　0%

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

1－④

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□	□ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
		□	□ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
		□	□ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び庁舎管理責任者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		□	□ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
		□	□ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。
		□	□ ⑦休日・代休の確保を行っている。
		□	□ ⑧近隣住民（埼玉県庁舎管理規則第2条に定める庁舎管理責任者等を含む。以下同じ。）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑩その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:工程管理が優れている。　b:工程管理が良好である。　c:工程管理が適切である。　d:工程管理がやや不適切である。 e:工程管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

1－⑤

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	☐	☐ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
		☐	☐ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
		☐	☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
		☐	☐ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
		☐	☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
		☐	☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
		☐	☐ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		☐	☐ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		☐	☐ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		☐	☐ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		☐	☐ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
		☐	☐ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		☐	☐ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		☐	☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑮その他 理由:
			（減点）該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 （減点）該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:安全対策が優れている。　b:安全対策が良好である。　c:安全対策が適切である。　d:安全対策がやや不適切である。 e:安全対策が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	9 項目　　0%

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

1－⑥

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	□	□ ①工事施工にあたり、関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
		□	□ ②工事施工にあたり、近隣住民と適切に協議及び調整を行っている。
		□	□ ③引渡し時に埼玉県庁舎管理規則第2条による庁舎管理責任者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
		□	□ ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
		□	□ ⑤近隣住民対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
		□	□ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。
		□	□ ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑧その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a:対外関係が優れている。　b:対外関係が良好である。　c:対外関係が適切である。　d:対外関係がやや不適切である。 e:対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
	評価＝ d	0項	5 項目　　0%

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

1－⑦

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	☐	☐ ①承諾図等が、設計図書を満足している。
		☐	☐ ②施工図等が、設計図書を満足している。
		☐	☐ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
		☐	☐ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
		☐	☐ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
		☐	☐ ⑥出来形の管理方法を工夫している。
			☐ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
		☐	☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
			☐ ⑨その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 当該工事の契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a:出来形が優れている。　b:出来形が良好である。　c:出来形が適切である。　d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝ｄ	0項	7項目　　0%

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

1－⑧

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事	□	□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
		□	□ ②品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率	□	□ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
	1.00	□	□ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 当該工事の契約約款17条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝ d	0項	4 項目　0%

※評価する工種の工事比率を1.0とする。ただし、デザインビルド方式等特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評価できるものとする。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

1－⑨

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
		□	□ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
		□	□ ③品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率	□	□ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
	0.00	□	□ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 当該工事の契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※評価する工種の工事比率を1.0とする。ただし、デザインビルド方式等特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評価できるものとする。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

1－⑩

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 機械設備工事	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
		□	□ ②品質確認記録の内容が、適切である。
		□	□ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
	工事比率	□	□ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
	0.00	□	□ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 当該工事の契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※評価する工種の工事比率を1.0とする。ただし、デザインビルド方式等特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評価できるものとする。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

工事比率による品質の評価計＝ d	0 項目　0%

1－⑪ 考査項目別運用表 担当監督員

考査項目	細別	評価対象項目 〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
5.創意工夫 （1／2）	■準備・後片づけ関係	□ 測量・位置出しにおける工夫 □ 現地調査方法の工夫 □ その他 理由:
		詳細評価内容:
	■施工関係	□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み □ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 機械設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 照明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由:
		詳細評価内容:
	■品質関係	□ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:
		詳細評価内容:

1－⑫

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細別	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
5.創意工夫 （2／2）	■安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 □ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □ 作業時における作業環境改善等の工夫 □ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ その他 理由:
		詳細評価内容:
	■施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫 □ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ CAD、施工管理ソフト等の活用 □ CALSを活用した施工管理の工夫 □ その他 理由:
		詳細評価内容:
	■その他	その他の項目での加点は最大4点とする。 □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　）
（最大　7点） 評 点 計＝ 0 点		詳細評価内容:

※特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
　なお、工事成績評定員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
※レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

2－①

考査項目別運用表

総括監督員

考査項目	細　別	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③近隣住民調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ ④配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑤その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a:工程管理が優れている。　b:工程管理が良好である。　c:工程管理が適切である。 d:工程管理がやや不適切である。　e:工程管理が不適切である。	
	評価＝ e	評価選択　□ a　□ b　□ c　□ d　□ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 □ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ ⑥その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a:安全対策が優れている。　b:安全対策が良好である。　c:安全対策が適切である。 d:安全対策がやや不適切である。　e:安全対策が不適切である。	
	評価＝ e	評価選択　□ a　□ b　□ c　□ d　□ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 □ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 □ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □ ⑥その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a:地域への貢献が優れている。　a':地域への貢献がやや優れている。　b:地域への貢献が良好である。 b':地域への貢献がやや良好である。　c:他の評価に該当しない。	
	評価＝ c	評価選択　□ a　□ a'　□ b　□ b'　□ c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

※工事成績評定員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う、

※評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

2－②

考査項目別運用表

総括監督員

考査項目（細別）	評価対象項目	〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
4. 工事特性 （1／3） （施工条件等への対応）	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 延べ面積10,000㎡以上の建物 □ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他（理由:　　）
	評　点＝ 0 点	詳細評価内容:
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 対象建物の耐震レベル □ 建物機能の特殊性 □ その他（理由:　　） [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は機械設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	評　点＝ 0 点	詳細評価内容:
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】 □ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ その他（理由:　　） [評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評　点＝ 0 点	詳細評価内容:

2－③

考査項目別運用表

総括監督員

考査項目（細別）	評価対象項目	〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
4. 工事特性 （2／3） （施工条件等への対応）	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ 軟弱地盤、支持地盤の影響 □ 雨・雪・風・気温等の影響 □ その他（理由:　　） [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		詳細評価内容:
	評　点＝ 0 点	
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 地中埋設物等の作業障害 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ その他（理由:　　） [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		詳細評価内容:
	評　点＝ 0 点	

2－④

考査項目別運用表

総括監督員

考査項目（細別）	評価対象項目	〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
4. 工事特性 （3／3） （施工条件等への対応） （最大　20点）	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 □ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 （措置なしとした案件、もらい事故、交通事故及び全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 □ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 □ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 □ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ その他（理由:　　）
		詳細評価内容:
評 点 計＝ 0 点	評　点＝ 0 点	

※工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

※入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

考査項目別運用表

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	○	該当無し
	○ −20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ −15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ −13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ −10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ − 8 点	5.文書注意
	○ − 5 点	6.口頭注意
	○ − 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（措置なしとした案件、もらい事故や交通事故は該当しない。）
	□ 0 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等

① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（監督員からの文書注意、口頭注意等）は、監督員又は工事成績評定員の評価対象項目である安全対策において減点をする。

⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。

⑥ 原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができる。

【上記で評価する場合の適応事例】

・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。

・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。

・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。

・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

・ 6.建設業法に違反する事実が判明した　例）一括下請負、技術者の専任違反等

・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

・ 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。

・ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

・ 16.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。

・ 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。

・ 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。

・ 19.受注者が当該工事の契約約款（下請負人の健康保険等加入義務等）イの規定に違反していると発注者が認める場合又はロに定める特別の事情があると発注者が認めたのにもかかわらず、ロに定める期間内に書類を提出しなかった場合。
（イ:第7条の3第1項ロ:第7条の3第2項）

・ 20.その他　理由:

3－①

考査項目別運用表

工事検査員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	□	□ ①当該工事の契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
		□	□ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
		□	□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
		□	□ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
		□	□ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
		□	□ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
		□	□ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
		□	□ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
		□	□ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
		□	□ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
		□	□ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		□	□ ⑫その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □施工管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:施工管理が優れている。　b:施工管理が良好である。　c:施工管理が適切である。　d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ａ	①「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ｂ	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ｃ	③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%未満・・・・・ｄ	

	評価＝ｄ	0項	11 項目　　0%

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

3－②

考査項目別運用表

工事検査員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	□	□ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
		□	□ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
		□	□ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
		□	□ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
		□	□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
		□	□ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		□	□ ⑩その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 出来形が不適切であったため、当該工事の契約約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価

a:出来形が特に優れている。 a':出来形が優れている。 b:出来形が特に良好である。 b':出来形が良好である。
c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ a'
該当項目が70%以上80%未満・・・・ b
該当項目が60%以上70%未満・・・・ b'
該当項目が50%以上60%未満・・・・ c
該当項目が50%未満・・・・・ d

① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

3－③

考査項目別運用表

工事検査員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事	□	□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
	工事比率	□	□ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	1.00	□	□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		□	□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑨その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑪中間検査や既成部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑫その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 出来形が不適切であったため、当該工事の契約約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価			
a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d			① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝ d	0項	7 項目　　0%

※評価する工種の工事比率を1.0とする。ただし、デザインビルド方式等特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評価できるものとする。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

3－④

考査項目別運用表

工事検査員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
		□	□ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率	□	□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
	0.00	□	□ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
		□	□ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
		□	□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩中間検査や既成部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、当該工事の契約約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価			
a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d			① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※評価する工種の工事比率を1.0とする。ただし、デザインビルド方式等特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評価できるものとする。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

3－⑤

考査項目別運用表

工事検査員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 機械設備工事	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
		□	□ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率	□	□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
	0.00	□	□ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
		□	□ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
		□	□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩中間検査や既成部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、当該工事の契約約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価
a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・ b	③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ b'	
該当項目が50%以上60%未満・・・・ c	
該当項目が50%未満・・・・・ d	

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※評価する工種の工事比率を1.0とする。ただし、デザインビルド方式等特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評価できるものとする。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

工事比率による品質の評価計＝ d	0 項目　0%

3－⑥

考査項目別運用表

工事検査員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事	□	□ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事比率	□	□ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
	1.00	□	□ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		□	□ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		□	□ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		□	□ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
		□	□ ⑧その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。

評価
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。

該当項目が90%以上・・・・・ a	①「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%未満・・・・ c	③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝ c	0項	1 項目　　0%

※評価する工種の工事比率を1.0とする。ただし、デザインビルド方式等特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評価できるものとする。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

3－⑦

考査項目別運用表

工事検査員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	□	□ ①きめ細やかな施工がなされている。
	電気設備工事	□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。
	0.00	□	□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。

評価			
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・ c			① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝ c	0項	1 項目　　0%

※評価する工種の工事比率を1.0とする。ただし、デザインビルド方式等特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評価できるものとする。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

3－⑧

考査項目別運用表

工事検査員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目　〔記入方法〕:該当する項目の□にチェックマークを記入する。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 機械設備工事	□	□ ①きめ細やかな施工がなされている。
		□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。
	0.00	□	□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。

評価
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・ c ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝ c	0項	1 項目　　0%

※評価する工種の工事比率を1.0とする。ただし、デザインビルド方式等特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評価できるものとする。

※「対象」に網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により標準的な評価項目とされているものを示す。

工事比率による出来ばえの評価計＝ c	0 項目　0%